

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について (概要)

1. 趣旨

- 国際化の進展等に伴い、平成24年5月現在、我が国の公立義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒は、約6万2千人であり、平成22年9月現在、これらの学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒は約2万6千人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約5千2百人にのぼっている。
- このような児童生徒に対して行う日本語指導は、現行制度の下では教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンタ一校や学校外施設における課外活動として行われているものなど、地域や学校、児童生徒の実態等によって、指導内容や指導体制は大きく異なっている。
また、指導者に対して、日本語指導に関する指導計画の作成や学習評価の実施が求められないため、必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。
さらに、他校や学校外施設において日本語指導を受ける児童生徒は、放課後等に課外授業を受けることもあり、負担が大きい。
- 児童生徒の負担に配慮しつつ、全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるような制度を整備するため、「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた政策のポイント」（平成22年5月19日 文部科学省）における提言及び「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」（平成24年4月11日 初等中等教育局長決定）における検討等も踏まえ、文部科学大臣が定める一定の要件を満たす、「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

2. 概要

- (1) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部において、日本語指導が必要な児童生徒（例：帰国児童生徒又は外国人児童生徒など）に対して、その日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるとする。

<「特別の教育課程」による日本語指導の要件>

(I) 指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語を身に付けるための指導も含まれる。

(II) 指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

(III) 指導者

- ①日本語指導担当教員（主たる指導者）：教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）
 - ②日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者
- ※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

(IV) 授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

- ※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間（45分又は50分）に準じるものとする。
- ※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

(V) 指導の形態及び場所

- ・ 児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
 - ・ 他校における指導
- ※ ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

(VI) 日本語指導に関する指導計画の作成及び学習評価の実施

- (2) 在籍校の校長の判断により、(1)の児童生徒が他校において「日本語の能力に応じた特別の指導」を受けた場合には、当該授業を在籍校の「特別の教育課程」に係る授業とみなすことができるとしている。

3. 期待される効果

- ・教育現場に対して、日本語指導に関する指導計画の作成や学習評価の実施を求めることによる、日本語指導が必要な児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の実現。
- ・地域や学校において日本語指導が必要な児童生徒の教育に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上。



- 学校教育の一環として行う「日本語の能力に応じた特別の指導」の全国的な質の担保。
- 日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障。

4. 今後の予定（案）

中央教育審議会初等中等教育分科会への付議
(平成26年4月1日施行(予定))